

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 2 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 質屋の許可
原権者 (委任先) : 都道府県公安委員会 (方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 3 条第 1 項 (許可の基準) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続) 第 2 条、第 3 条 (質屋の許可の申請)
審 査 基 準 : 質屋営業法第 3 条第 1 項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 5 0 日以内で都道府県警察の実情に応じて期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :